**「第５次岩倉市一般廃棄物処理計画ーごみ処理計画ー<基本計画>（案）」に対するご意見と市の考え方（実施結果）**

　「第５次岩倉市一般廃棄物処理計画ーごみ処理計画ー<基本計画>（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

　なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などをしています。ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成３１年２月

岩倉市市民部環境保全課

１　意見募集の概要

1. 意見の募集期間

平成３１年１月２２日（火）～平成３１年２月２０日（水）（３０日間）

（２）意見を提出できる人

・市内に在住、在勤または在学の人

・市内で事業や活動を行う個人または団体

（３）閲覧場所

市役所１階情報サロン、３階環境保全課、市ホームページ

（４）意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、ホームページ投稿フォーム

２　募集結果

（１）意見者数　　１件（個人：１人）

（２）意見件数　　５件　※意見の提出のあった方法　　メール1名

３　ご意見に対する市の考え方

　　別紙のとおり

**第５次岩倉市一般廃棄物処理計画－ごみ処理計画－＜基本計画＞（案）パブリックコメント　ご意見と市の考え方**

| No | 項　　目 | ご　　意　　見 | 執行機関の考え方 | 該当ページ |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 第４章１減量目標２排出量の見込み | 家庭系ごみの削減というならば、市民による直搬ごみを含めて１人1日当たりの排出量で数値目標を算出すべきではないか。ごみの全体量を削減しなくとも収集比率を収集ごみから直搬ごみにシフトさせるだけで目標を達成できてしまう。 | 小牧岩倉エコルセンターへの直接搬入ごみについては、家庭系・事業系が合算で集計されており、家庭系の搬入量が不明であること、また一般家庭から直接搬入されるごみについては、引っ越しなどにより一時的に多量に出た場合のもの（有料）であることなどから、収集ごみ（常態的に市民が地区の集積場所や分別収集を利用して排出するごみ）の排出量を用いて数値目標を設定させていただいています。家庭系の直接搬入ごみの集計については、今後小牧岩倉衛生組合と検討していきます。 | P13 |
| ２ | 第４章１減量目標２排出量の見込み第５章方針１ | 資源化率の目標について、10年かけて0.45％増加させるという目標は低すぎるのではないか。第５章の目標達成のための方法が具体的でないため目標を低く見積もったのか。 | 資源化率については、民間での自主回収の実施や回収拠点の設置が進んでいること、メディアの発達による紙媒体の減少、企業努力による容器類の軽量化等により、今後も公共分としての資源の回収量が現状維持又は微減で推移していくことが想定されるなか、日曜資源回収及びe-ライフプラザの利用促進や、雑がみの一層の資源化を図ること等によって、増加幅は大きくないものの資源化率の増加を目指し設定させていただきました。なお、民間事業者による資源回収量については、参考として別途把握に努めることとしています。 | P13P15　 |
| ３ | 第２章１基本理念 | 循環型社会形成推進基本法にある熱回収（サーマルリサイクル）について、可燃ごみの利用を検討すべきではないか。 | 熱回収（サーマルリサイクル）については、小牧岩倉エコルセンターで隣接する温水プールへの熱源供給や、発電による電力の利用及び売電という形で実施しています。なお、ご指摘を受け、「第３章　２ごみ処理事業の現状　●中間処理の現状」において、溶融処理の熱エネルギーを利用した発電について記述を追加させていただきました。 | P4 |
| ４ | 第２章１基本理念 | 小牧岩倉エコルセンターで発生した余剰電力は電力会社に売電されているようだが、その収入は岩倉市に還元されるか。 | 余剰電力の売却による収入については、一部事務組合である小牧岩倉衛生組合の自主財源となるため、岩倉市と小牧市で組合に拠出している負担金の額が、売電収入の分減額となって反映されます。 | P4 |
| ５ | 第２章１基本理念 | 小牧岩倉エコルセンターが熱源供給している施設は小牧市温水プールのことだと思われるが、温水プール施設利用に関して、岩倉市民にも還元される仕組みは検討されないか。熱源には岩倉市の可燃ごみも含まれるのに、施設利用について岩倉市民への還元がされていない。 | 小牧市温水プールの施設運営に係る維持管理費は、小牧市の負担となっています。なお、小牧市温水プールの利用については、岩倉市民であっても一般利用者は、小牧市民と同一料金で利用することができます。 | P4 |